使用する場合の法的義務について

■運転資格のない人、特別教育を受けていない人、玉掛け技能講習を受けていない人にはクレーン操作、玉掛け業務を行わせないでください。

※特別教育とは、「クレーン等安全規則第21条」に定められているもので、クレーンに関する知識、電動機及び電気に関する知識、関係法令等を一定の時間受ける教育をいいます。

●運転操作資格者の条件

	つり上げ荷重		
	0.5t未満	0.5t以上5t未満	5t以上
(A)床上操作	一般の者 特 運 免 床	特 運 免 床	運 免 床
(B)跨線テルハ			特 運 免
(C)遠方操作 (クレーンと共に移動しないもの)または運転室(台)付き			免
(D)遠方操作 (クレーンと共に移動するもので押しボタンスイッチがメッセンジャー式あるいはクレーンガーダの一部と固定)			床 免
適用条文 (クレーン等安全規則)	第21、22条		

特……就業時事業者よりクレーンおよび玉掛けに関する特別の教育を受けた者
職……職業訓練法にて訓練を受けた者
玉……玉掛け技能講習修了者
免……クレーン運転士免許の所持者
運……床上操作式クレーン運転技能講習修了者
床……床上運転式クレーン運転士免許の所持者
(クレーン等安全規則改正による、平成10年3月31日より施行)

●玉掛け業務資格者の条件

	つり上げ荷重		
	0.5t未満	0.5t以上1t未満	1t以上
玉掛け	一般の者	特 職 玉	職 玉
適用条文 (クレーン等安全規則)	第221、222条		

ご注意:床上操作であっても、操作者が荷の移動とともに移動しない場合は、左表の(c)の適用をうけます。
(例:押ボタンスイッチを、壁などに固定して使用する場合)

法的構造の規制について

●ホイストは、エレベーターの巻上げ機に使用することができません。また、人が荷の上に乗ったり、乗って作業する用途には使用できません。
●簡易リフトとして使用される場合は、法定設置方法を必ず守ってください。

機種仕様の選定について

●機種の選定に際しては、カタログに記載された仕様を確認のうえ行ってください。
記載された仕様と異なる場合にはご相談ください。また、記載された仕様以外では、使用しないでください。

改造の禁止について

●使い方に合わせて、ホイスト本体や付属品を改造することは絶対にしないでください。特にリミットスイッチ及び回路の変更は絶対に行わないでください。

据え付け、取り付けについて

●据え付けは、専門業者、専門知識のある人以外は、絶対行わないでください。
●雨や水がかかるなどカタログに記載した仕様以外の環境には据え付けしないでください。
●必ず、アース工事を行ってください。また、アースのほかに漏電遮断器を取り付けてください。
●横行および走行レール端には、必ずストッパーを取り付けてください。
●ホイストを設置する場所に十分な強度があることを確認してください。

使用上の規制について

ご使用にあたって下記事項を必ずお守りください。
●定格荷重を超える荷は絶対に吊らないでください。
●吊った荷に人は乗らないでください。
●荷を吊ったまま放置しないでください。また、常時、荷を吊ったままにはしないでください。
●つり荷の下に入らないでください。
●使用に際しては、取扱説明書に基づき試運転を行ってください。
ここに示した注意事項は、ほんの一部です。詳しくは、製品に付属の取扱説明書に記載された注意事項を必ずお守りください。
なお、ホイストは容量、使用形態によりクレーンに該当しない場合もありますが、「クレーン等安全規則」などのクレーン関係法令を背景にご使用方法を定めております。

点検の法的義務について

ホイストを使用する場合は、次の定期自主検査の実施と、検査記録の保存が義務付けられています。
■日常の点検、月例、年次の自主検査:
月例、年次自主検査記録の3年保存
保守点検で異常個所があったときは、そのまま使用せず直ちに補修してください。

取扱説明書の必読

製品に付属の取扱説明書の内容を熟知したうえで、ご使用ください。

日立ホイスト 日立モートルブロック 登録制度

日立産機システムでは、日立ホイスト、日立モートルブロックをお買い求めいただいたお客様から所在地・担当部門などを登録して頂く「設置登録制度」をスタートさせております。お客様より返信されたハガキをもとにコンピューターへ登録し、ユーザーファイルを作成するとともに、今後のアフターサービスの貴重なデータとして活用させて頂く予定ですので、よろしくご協力の程、お願い申し上げます。